

令和 8 年度 公文書開示（7 月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R8. 6. 29	R8. 7. 13	公文書開示請求に対する開示決定、一部開示決定及び不開示決定について 公文書開示請求に対する不開示決定について	894		1				1	1	1	1	1					（7 条 2 号） 特定の個人の情報を識別することができる情報であるため。 （7 条 3 号） 法人に関する情報であって、公にすることにより、競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため。 （7 条 4 号） 容易に複製され、文書偽造に利用されるおそれがあり、犯罪の予防に支障があるため。 （7 条 5 号） 都の機関における検討に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。 （7 条 6 号） 都の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、監査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	監査事務局総務課
2	R8. 6. 29	R8. 7. 13	職権取消に関して明示的に「取消」との記載がある文書				1												請求に係る公文書は、実施機関では作成しておらず、存在しない。	監査事務局総務課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
3	R8. 7. 2	R8. 7. 13	以下の開示請求の不開示決定の関連後続処分（「職権取消」や「改める」等の事由を問わずなされた全ての新たな処分が対象）の開示請求人への通知文とその起案文書。 なお、開示文書は不要。 ・令和4年度公文書開示1月決定分整理番号1：「Aに対し、会計の不当性その他の違法行為に関してなされた、監査請求事件に係る一切の書類」 ・令和4年度公文書開示1月決定分整理番号2：「東京都若年被害女性等支援事業について当該事業の受託者の会計報告に不正があるとして、当該報告について監査を求める件について、以下に関する一切の文書や図面や電磁的記録（以下略）」 ・令和4年度公文書開示3月決定分整理番号1：「1 令和4年12月28日付4監総第818号により「東京都若年被害女性等支援事業について当該事業の受託者の会計報告に不正があるとして、当該報告について監査を求める住民監査請求監査結果」の監査実施（以下略）」					1										請求に係る公文書は、実施機関では作成しておらず、存在しない。	監査事務局総務課
4	R8. 7. 12	R8. 7. 24	公文書不開示決定の職権取消しに伴う、却下、継続又は終了等の審査請求手続、並びに取下げ、維持又は報告等の東京都情報公開審査会への諮問手続に関する一切の文書。 対象には、処分庁、審査庁、東京都情報公開審査会、同審査会事務局又は総務局情報公開課との間で作成、取得、送付、提出又は共有された上申書、報告書、通知、照会、回答、事務連絡、メール、添付資料、検討資料、起案文書、決裁文書及びメモを含む。文書の名称は問わない。					1										請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	監査事務局総務課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
5	R8. 7. 16	R8. 7. 24	関係人調査報告資料				1			1	1			1	1				(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (7条3号) 法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため。 (7条5号) 監査委員の審議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものであるため。 (7条6号) 都の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、監査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため。	監査事務局総務課

表の見方
<決定区分>
・開示、一部開示、不開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
<(根拠規定) 条例7条>
・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
<公文書の件名>について
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。